

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第5号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(重要な財産)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p><u>(役員等の損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>第10条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(1) 理事長又は副理事長 6</u></p> <p><u>(2) 理事 4</u></p> <p><u>(3) 監事又は会計監査人 2</u></p> <p>(重要な財産)</p> <p>第11条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。